告　　示

○金融庁告示第七十四号

マニュライフ・センチュリー・ホールディングス・（ネザーランズ）・ビーヴィが、平成二十三年五月三十日付でマニュライフ生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりマニュライフ・センチュリー・ホールディングス・（ネザーランズ）・ビーヴィの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月四日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第七十五号

株式会社アドバンスクリエイトが、平成二十三年六月一日付でアドリック損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により株式会社アドバンスクリエイトの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月四日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第七十六号

エムエルアイ・リソーシーズ・インクが、平成二十三年六月一日付でマニュライフ生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりエムエルアイ・リソーシーズ・インクの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月四日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第七十七号

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社が、平成二十三年六月一日付でアドリック損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月四日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第七十八号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が、平成二十三年六月一日付でアドリック損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月四日

金融庁長官　三國谷勝範

○総務省告示第三百三十五号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる登録について、同条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月四日

総務大臣　片山　善博

1　名称　MiCOM　Labs

2　登録年月日　平成23年５月27日

3　住所　440 Boulder Court, Suite 200 Pleasanton, CA 94566, アメリカ合衆国

4　登録に係る区分　電波法第38条の２の２第１項各号に掲げる事業の区分

○総務省告示第三百三十六号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月四日

総務大臣　片山　善博

第一項の表中

ACB, Inc.	209

を

ACB, Inc.	209
MiCOM Labs	210

に改める。

○総務省告示第三百三十七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、平成二十一年総務省告示第三百六十一号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月四日

総務大臣　片山　善博

本則中「オランダ」を「オランダ王国」に、「ドイツ」を「ドイツ連邦共和国」に、「イギリス」を「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」に、「フランス」を「フランス共和国」に、「アメリカ」を「アメリカ合衆国」に改める。

○法務省告示第三百三十三号

福島県須賀川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年七月四日

法務大臣　江田　五月

福島県岩瀬郡仁井田村大字仁井田字関下七十九番地

鈴木　惠一

○法務省告示第三百三十四号

千葉市若葉区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年八月四日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば若葉区役所又は千葉地方法務局に照会すること。

平成二十三年七月四日

法務大臣　江田　五月

千葉県千葉郡坂尾村七百二十九番地ノ内

若林　三**藏**

○法務省告示第三百三十五号

千葉市若葉区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年八月四日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。